令和８年大和町議会７月随時会議会議録

令和８年７月６日（月曜日）

応招議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

出席議員（１５名）

１番	本　田　昭　彦　君	１０番	今　野　信　一　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
３番	宮　澤　光　安　君	１２番	槻　田　雅　之　君
４番	平　渡　　亮　君	１３番	堀　籠　日出子　君
５番	櫻　井　　勝　君	１４番	大須賀　　啓　君
６番	森　　秀　樹　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
７番	佐々木　久　夫　君	１６番	今　野　善　行　君
９番	馬　場　良　勝　君		

欠席議員　（１名）

８番	犬　飼　克　子　君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	商工観光課長兼企業立地推進室長	星正己君
副町長	千葉喜一君	都市建設課長	藤原孝義君
教育長	八巻利栄子君	上下水道課長	亀谷裕君
総務課長兼危機対策室長	児玉安弘君	会計管理者兼会計課長	丹野俊宏君
まちづくり政策課長	堀籠優君	教育総務課長	菊地康弘君
財政課長	佐々木克敏君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
税務課長兼徴収対策室長	相澤敏晴君	公民館長	荒木直美君
町民生活課長	青木朋君	健康推進課参事	佐藤泰啓君
子ども家庭課長兼こども家庭センター長	大友徹君	農林振興課課長補佐	大友希君
福祉課長	阿部晃君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	主任	櫻井郁也
主事	佐藤みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前９時５８分　　開　　会

議　　長　（今野善行君）

皆さん、おはようございます。

若干早いのでありますが、皆さんおそろいでありますので開会したいと思います。

ただいまから令和８年大和町議会７月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（今野善行君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、４番平渡　亮君、５番櫻井　勝君を指名します。

日程第２「議会期間の決定について」

議　　長　（今野善行君）

日程第２、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日１日間のみにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日１日間のみに決定しました。

「諸般の報告」

議　　長　（今野善行君）

これから諸般の報告を行います。

先般６月定例会議において報告のありました繰越明許費繰越計算書（大和町一般会計予算）の訂正について、町長より資料の一部を訂正したい旨の申出がありましたの

で、ここで訂正の説明を求めます。

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

おはようございます。お忙しい中、ご説明のお時間をいただきましてありがとうございます。

令和８年６月１日、６月定例会の冒頭においてご報告をさせていただきました諸般の報告の一部に誤りがありましたので、訂正をお願いするものでございます。

それでは、資料の１ページ目をお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書の訂正についてであります。

令和７年度大和町一般会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定によりまして報告するものでございます。

資料の２ページ目をお願いいたします。

さきに報告いたしました繰越し事業全17事業のうち、金額に誤りがありました事業は３つございまして、上から５事業目、６款１項たいわ暮らし応援商品券事業と、８事業目、７款２項道路改良事業、最後に10款２項公共土木施設災害復旧事業費でございます。

まず初めに、５事業目の６款１項たいわ暮らし応援商品券事業につきましては、翌年度繰越額については、前回１億4,843万8,000円と記載しておりましたところ、正しくは１億4,202万8,000円でございました。

次に、８事業目、７款２項道路改良事業につきましては、翌年度繰越額については、前回１億494万6,000円と記載しておりましたところ、正しくは１億248万2,000円でございました。

また、併せまして一般財源の額1,842万8,000円と記載しておりましたが、正しくは1,596万4,000円でございました。

最後に、17事業目、10款２項公共土木施設災害復旧事業費につきましては、翌年度繰越額については、前回2,072万3,000円と記載しておりましたが、正しくは1,036万8,900円でございました。

また、財源の内訳ですが、国庫支出金の額につきまして、1,358万6,000円と報告しておりましたが、こちらが691万6,000円、地方債の欄につきましては、460万円と記載しておりましたが、正しくは345万2,900円。最後に、一般財源の欄が253万7,000円

と記載しておりましたが、こちらはゼロ、一般財源はなしという報告になります。

報告につきましては以上でございますが、決算手続の際にミスが発覚したということで、今後、資料作成に当たりましては、十分に注意を払い精査を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第３「議案第５７号　令和８年度大和町一般会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第３、議案第57号　令和８年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

それでは、議案書の１ページ目をお願いいたします。あわせまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第４号）につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

議案第57号　令和８年度大和町一般会計補正予算（第４号）でございます。

第１条第１項は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ468万円を増額いたしまして、予算の総額を140億4,576万6,000円といたすものでございます。

第２項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、別冊の事項別明細書の３ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

15款国庫支出金２項１目総務費国庫補助金は、３節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、国の補正予算成立を受けまして、本町に対する交付額786万2,000円を追加するもの、19款繰入金２項１目財政調整基金繰入金は、財源調整といたしまして318万2,000円を減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

商工観光課長星　正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長　（星　正己君）

歳出でございます。

６款１項２目商工振興費につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分確定により、アサヒナ十三郎商品券を当初の7,000セットから１万セットに上積みするもので、利用店舗につきましては、１冊12枚つづりのうち４枚を大型店舗との共通券とし、８枚を地元商店の利用とするものです。

18節負担金補助及び交付金は、割増商品券発行事業に関わるものでございます。

一般会計補正予算につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で議案第57号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４「議案第５８号　令和８年度道路工事（町道もみじケ丘幹線４号線）請負契約について」

議　　長　（今野善行君）

日程第４、議案第58号　令和８年度道路工事（町道もみじケ丘幹線４号線）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

都市建設課長藤原孝義君。

都市建設課長　（藤原孝義君）

議案書３ページをお願いいたします。

議案第58号　令和８年度道路改良工事（町道もみじケ丘幹線４号線）請負契約についてでございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、１、契約の目的は、令和８年度道路改良工事（町道もみじケ丘幹線４号線）でございます。

２、契約の方法は、一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）による請負契約でございます。

３、契約の金額は5,170万円、うち消費税が470万円でございます。

４、契約の相手方は、黒川郡大和町吉岡字天皇寺184番地の22、大和建設株式会社でございます。

それでは、別冊の議案第58号関係資料の１ページをお願いいたします。

入札の状況でございます。

１、入札方式は、記載の総合評価落札方式により実施いたしました。

２、入札参加資格は、記載の（１）から（６）の項目のほか、（７）大和町入札参加申請時点において、土木一式工事の格付がＢ級、総合評定700点以上であることといたしました。

３、総合評価項目及び落札候補者の決定基準は、（１）総合評価落札方式におけます落札者決定基準によりますほか、（２）記載の要件を満たす施工実績を有することといたしました。

次に、４、入札方式は記載の方式で行いました。

資料２ページをお願いいたします。

５、落札者の決定は、入札価格が予定価格以下で入札した者のうち、総合評価の最も高い者を落札者とすることといたしました。

６、入札参加者につきましては、記載の２者に参加いただきました。

７、入札及び総合評価の結果でございます。

（１）は、令和８年６月26日に執行しました入札調書でございます。工事の予定価

格は5,889万9,000円、低入札調査基準価格は4,972万9,000円。入札の結果、最低応札者の額が低入札調査基準価格を下回り、落札保留としたものです。

（２）、この結果、価格順位第１位の応札者であります大和建設株式会社から、令和８年６月30日に積算内容等について事情聴取を行い、同年７月２日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおり履行可能か審査を行いました。

低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第３条第１号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査委員会では、記載の９項目のほか、その他基準に照らし合わせ審査を行い、その結果、履行可能と判断いたしました。

以上の結果、価格順位第１位の応札者の価格評価点は20.20点、価格以外評価点17.50点を合わせました評価点は37.70点で、評価点第１位となりました大和建設株式会社を落札者に決定し、同年７月３日に仮契約を締結いたしました。

３ページをお願いいたします。

契約の内容でございます。

請負代金は5,170万円、消費税を除いた金額4,700万円。契約相手方は黒川郡大和町吉岡字天皇寺184番地の22、大和建設株式会社でございます。

次に、事業の概要でございます。

１、施工場所は大和町もみじケ丘二丁目地内でございます。

２、完成工期は令和９年３月19日を予定しております。

３、工事概要は、施工延長Ｌ＝237メートル、幅員Ｗ＝9.0メートルでございます。

以下、記載の工事内容となっております。

次に、４ページにつきましては施工箇所の位置図でございます。

続きまして、５ページは平面図でございます。平面図の桃色に着色している部分が今回整備をする区間でございまして、赤文字部分は各区間及び施工工事の内容でございます。

以上が議案第58号　令和８年度道路改良工事（町道もみじケ丘幹線４号線）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長　（今野善行君）

以上で議案第58号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。３番宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

ちょっとお伺いしたかったんですが、入札参加業者が２業者で、総合評価で土木で700点以上となっています。700点以上の業者が２業者しかいないのか、それとも辞退されているのか、お伺いします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。都市建設課長藤原孝義君。

都市建設課長　（藤原孝義君）

宮澤議員の入札関係につきましてのご質問についてお答えします。

入札関係につきましては、財政課のほうで行っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

すみません、ちょっと手元に資料を準備していなかったものでしたので、後からご説明させていただきます。申し訳ありません。

議　　長　（今野善行君）

暫時休憩します。

午前１０時１５分　　休　憩

午前１０時１６分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

一般競争入札になりますので、指名競争と違いまして何者という分母があるわけではなく、今回は、複数応募を求めた形の中で２者しか手が挙がらなかったというのが

結果でございます。

説明は以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

一般競争で入札業者が２者。いいとは思うんですけれども、6,000万円近い工事金額に対して２者しかというのは魅力がないのか、利益幅が薄いからと思うのか。何か原因があるから２者しか応募しない、施工方法に問題があるのか何か。何か問題があるから２者しか手を挙げなかったんじゃないのかなと思いますけれども、その辺については何かお答えできますか。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

結論からいいますと、そこはどの事業の入札であっても、一般競争で手を挙げない方を探して、なぜ挙げなかったんですかという質問は、なかなか問えないかなと思います。

ただ、一般的には、監督者の数が少ないとかいろんな諸要件、もしくは、工事の時期がかぶっているなどによって、受けたいけど受けられないという場合も往々にしてあるという形では聞いております。

ただ、実際のところ、そこは先ほども申し上げましたが、手を挙げなかった業者、不特定の方を募集する一般競争入札において、あなた手を挙げる予定はありましたかというふうに聞くのは、ちょっとなかなか難しいので、そのところはご了解いただければと思います。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

入札参加をしなかったのは仕方ないとして、低入札です。果たして、このまま通してよかったのか。低入札、私もやったことがありますけれども、いろいろ調べられて、出せば、大丈夫ですと言えば通ります。以前、大丈夫ですと言った会社が、工事が始まる前に倒産したケースがあったはずです。果たしてよかったのかどうか、その辺も伺います。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

低入札自体で判断できない、金額だけで判断できないということで一旦保留という形を取りまして、実際、業者からの聞き取り調査を行います。その中では、低入札による調査の中では、直工費に対して我々が考えている積算額上の足切り点みたいな金額がありまして、まずそこをクリアしているかどうかと。その上で、どの部分で経費が圧縮されているかということをまず調査いたします。おおむね何件か、今回も入札で低入札が重なったんですけれども、おおむね事業者のほうにお聞きしますと、諸経費の部分で、例えば仮設工事費の部分で仮設の経費が軽減できるとか、いろいろ直工費ではない部分での圧縮を挙げられていまして、業者側の企業努力ですと言われてしまうと、なかなかうちのほうとしても、最低ラインは守っている上で企業努力ですと言われているものですから、うちのほうとしては、過去の事業実績、遂行結果を見て、この業者であれば大丈夫だろうということで判断を下しているというのが実情でございます。

残念ながら、先ほど議員からお話ありました、倒産した会社があったというのも事実でございます。ただ、そこに関しましては、以前もちょっと事例に対するご説明があったかと思いますけれども、なかなかその経営状況をすべからく全部こちらで把握した上で落札決定しているかと言われると、なかなかそこも難しい話なので、あくまで調書の中で確認できる範囲で確認しているというのが実情でございます。そちらにつきましても、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質問はありませんか。11番渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

Wイコール９メートルということなんですけれども、住民の方からちょっと狭いというような声が届いているか届いていないか。私のところには、ちょっと大きな車が来たのでよけたら、路側帯のコンクリートに車の左側をこすってしまったと。非常に前よりも狭くなったので、何となく通りづらくなっているというような声もちょっと聞いているんですけれども、今まで何メートルで今回９メートルになったのかですね。それで、住民の方から声が届いているのかどうか。これ、最終的に小野小学校のところまで工事が進むんですよね。ですので、この９メートルでいった場合に、これから住民の方から狭いというような声が上がってくる懸念はないのか、ちょっとそこを心配しております。そのところをご回答いただければと思います。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長藤原孝義君。

都市建設課長　（藤原孝義君）

渡辺議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、当工事につきましては、歩行者の空間が狭く、乗り入れ口の段差が、擦りつけ等も支障がありまして、それの利便性を向上するためにこの工事を行っておりまして、工事する前の車道の幅が６メートル、今回、それで歩道側が1.5メートルというふうなことで、今工事、施工している箇所につきましては、車道幅が６メートルから５メートル、歩道側が1.5メートルから２メートルというふうなことで、歩道側を広くしております。まず、歩行者の安全を優先に考えておりまして、そのような苦情等は都市建設課には来てはおりませんけれども、住民説明会を最初行っておりまして、大体の方にご参加いただいたんですが、来られていない方からは、いろいろと苦情等はいただいておりますけれども、懇切丁寧に説明いたしましてご理解は頂戴しているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

申し訳ないです、聞き取れなかったので。苦情は来ていると今、ご回答いただいたんですか、来ていないとご回答いただいたんですか。そこをちょっとはっきり聞きたいです。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長藤原孝義君。

都市建設課長　（藤原孝義君）

渡辺議員の再質問にお答えします。

前年度も工事、同じ所を行ったんですが、一丁目側からなのですが、施工中につきまして、苦情はいただいております。その苦情といいますのが、乗り入れ口が狭くなったというふうなことでございまして、道路法で乗り入れは６メートルというふうになっているんですけれども、なかなか車、１台とか２台ならいいんですが、３台お持ちの方ですと、なかなか入りづらくなる関係がございまして、そういった形でのご意見はいただいておりますが、ご説明いたしましてご理解は頂戴しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質問はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５「議案第５９号　令和８年度橋梁補修工事（舞野大橋）請負契約について」

議　　長　（今野善行君）

日程第５、議案第59号　令和８年度橋梁補修工事（舞野大橋）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

都市建設課長藤原孝義君。

都市建設課長　（藤原孝義君）

議案書４ページをお願いいたします。

議案第59号　令和８年度橋梁補修工事（舞野大橋）請負契約についてでございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、１、契約の目的は、令和８年度橋梁補修工事（舞野大橋）でございます。

２、契約の方法は、一般競争入札による請負契約でございます。

３、契約の金額は3,817万円でございまして、うち消費税が347万円でございます。

４、契約の相手方は、黒川郡大和町小野字馬場94番地の55、我妻建設株式会社黒川営業所でございます。

それでは、別冊の議案第59号関係資料の１ページをお願いいたします。

入札の状況でございます。

１、入札参加資格は、記載の（１）から（６）の項目のほか、（７）大和町入札参加申請時点において、土木工事一式工事の格付がＢ級、総合評定値が700点以上であることといたしました。

２、入札方法は、記載の方式で行いました。

３、入札の参加者につきましては、記載の10者に参加いただきました。

資料２ページをお願いいたします。

４、入札の結果でございます。

（１）は、令和８年６月26日に執行の入札調書でございます。

工事の予定価格は5,084万4,000円、低入札調査基準価格は4,237万4,000円。入札の結果、最低応札者の額が低入札調査基準価格を下回り、落札保留としたものでござい

ます。

（２）、この結果、価格順位第１位の応札者であります我妻建設株式会社黒川営業所から、令和８年６月30日に積算内容等について事情聴取を行い、同年７月２日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおり履行可能か審査を行いました。

低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第３条第１号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査委員会では、記載の９項目のほか、その他基準に照らし合わせ調査を行い、その結果履行可能と判断いたしました。

以上の結果、価格順位第１位であります我妻建設株式会社黒川営業所を落札者に決定し、同年７月３日に仮契約を締結いたしました。

契約の内容でございます。

請負代金は3,817万円、消費税を除いた金額3,470万円、契約相手方は黒川郡大和町小野字馬場94番地55、我妻建設株式会社黒川営業所でございます。

３ページをお願いいたします。

事業の概要でございます。

１、施工場所は、大和町落合舞野字中坪地内。

２、完成工期は、令和９年３月31日を予定しております。

３、工事概要は、橋長Ｌ＝71.0メートル、幅員Ｗ＝11.5メートル、以下、記載の工事内容となっております。

次に、資料４ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

続きまして、資料５ページは補修一般図でございます。赤色部分及び赤文字部分につきましては、施工箇所と施工内容でございます。

資料６ページは塗替え塗装工図でございます。５ページ同様、赤文字部分及び赤色部分につきましては、施工箇所と施工内容でございます。

以上が、議案第59号　令和８年度橋梁補修工事（舞野大橋）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長　（今野善行君）

以上で議案第59号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。３番宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

再度。10者のうち３者が辞退、７者が参加しております。ですが、金額が倍ぐらい

違います。何か積算の違いが、積算ソフトで積算していると思いますが、何かずれる原因は思い当たるところはありますか。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

宮澤議員の質問についてお答えいたします。

金額に開きがあるということにつきましては、今回に限らずこれまでも何度かあったことではあるんですが、これにつきましても、先ほどの低入札ヒアリング、業者方のヒアリングを通しまして、直工費について確認をしております。直工費につきましては、基本的には町の直工費とそんなに開きがないという前提がまずあって、諸経費等のほうで開きがあるというのがまずあります。

ただ、今回、落札というか保留にまずなっている業者につきましては、金額が低かったということが一つありますけれども、ほかの業者さんと比べても、同じ事業体、要は企業様方でも積算の方法によっては倍ぐらい開きがありますので、うちが低かった高かったというよりは、業者間でも捉え方が違っていたということは言えるかと思います。

ただ、その条件のところに関して、一番の要因としましては、やはり現場事務所を構えるか構えないかというところが一つありまして、基本的には現場事務所を自分たちの本社があるところを現場事務所兼詰所みたいにやるというふうに捉えれば、その分の経費は浮きます。普通に諸経費としてカウントする場合には、一般の企業様は、その現場の近くに用地を借りて、そこに現場事務所を置く。そして歩いていける距離で活動するというのが一般的なんですが、大和町の事業者様であると、往々にして自分たちの普通の本社のほうを現場事務所扱いとしますということで経費の削減を図っていますと言われることが一つです。

あとは、自分たちで、自前で持っている機材ですね。ホイールローダーとかいろんなそういう機械を自分たちで持っているので、ほかのリースから借り上げるということに関する経費を圧縮できますという話を受けますと、そこも企業努力の一つかなという、定時の確保の仕方かなということがありますので、ちょっとそこに関しては事業者ごとに状況が違うということで金額の開きが出ているというふうな認識でございます。

説明は以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

工事事務所、現場事務所等が、まあはい、分かりました。

金額にちょっと開きがあった理由の一つに、工事概要で一式となっているのが３つあるんです。当て板補修工、ひび割れ補修工、断面修復工、これは開けてみないと多分出ないと思うんですよね、どのぐらい補修しなきゃならないか。多分、それも加味して、少し高くしているのかなと思っていますけれども、これ、後で追加とかという話にはならないですよね、大丈夫ですかね。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長藤原孝義君。

都市建設課長　（藤原孝義君）

今、財政課長のほうからも低入札価格調査委員会の件につきまして、いろいろお話ございましたけれども、そういった件につきましても、内容を相手方から事情聴取を行いまして、履行確認で実施可能というふうなことで判断いたしております。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

いいですか。ほかに質問はありませんか。７番佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

すみません、今聞いていると、かなり金の開きがあるというね。みんなは低入の上で、１者だけが低入ということで、ちょっと不信感を感じております。

それで、先ほど設計変更の話が出ました。これ非常に大切であります。設計業者がちゃんと設計しているかどうか。壊してみないと分からないところは仕方ないんですけれども、これは追加で、同じ単価で追加するわけですから、問題ないと思いますけれども、過去に魚板橋ありましたよね。足場をかけたからピアまで直すという、そう

いう話がありました。800万円追加になって、それはあくまでも目的外というか違うと思います。今回は床版で出ているので、その部分だけの変更はよろしいんですけれども、ほかに足場を組んだから次に随意契約する、それは非常におかしいと思いますので、そこら辺大丈夫かどうか。ピアまでチェックしたかどうか、そこら辺をお願いします。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長藤原孝義君。

都市建設課長　（藤原孝義君）

佐々木久夫議員の質問に答えます。

ちょっとそのピアまで確認したかというふうな件につきましては、ちょっと今詳細部分はないんですが、設計を組むときに、前回の魚板橋の件とかございましたので、そういったものを加味した中で行っていると思いますけれども、再度確認させていただきます。

以上、よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

再確認、よろしくお願いします。問題なのは、安く取ってね、次々と追加工事で不配したのでは、何の意味もないということでありますので、設計をちゃんとやってほしいということは前から言っておりますので、今後いろんな形で設計については十二分に注意していただきたいと思います。

以上でございます。終わります。

議　　長　（今野善行君）

ほかにありませんか。５番櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

佐々木議員が私の言いたいことも言ったので、一つだけお聞きします。

補修工事の概要に塗装ということがありますけれども、今世間でシンナー不足ということで、かなり騒がれております。シンナーの確保だったり値段の高騰とか、そういったことも踏まえての入札価格になっているのか、ちょっとお伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長藤原孝義君。

都市建設課長　（藤原孝義君）

櫻井議員のご質問についてお答えさせていただきます。

塗装工がございまして、今中東問題関係でそういった石油製品とか塗料につきまして、なかなか入りにくいというような状況になってございますけれども、こちらのほうの積算内訳、業者さんから提出されました積算内訳を見ますと、きちんと確保されていまして、金額的にもそれほど高くない状況になってございます。そちらのほう、特に問題なく履行確認、施工できる内容となってございます。

以上よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６「議案第６０号　令和８年度大和町立小中学校学習者用コンピュータ等購入事業物品売買契約について」

議　　長　（今野善行君）

日程第６、議案第60号　令和８年度大和町立小中学校学習者用コンピュータ等購入事業物品売買契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

続きまして、議案書５ページをご覧願います。

議案第60号　令和８年度大和町立小中学校学習者用コンピュータ等購入事業物品売買契約についてであります。

上記事業について、次のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第８号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

記といたしまして、１、契約の目的は、令和８年度大和町立小中学校学習者用コンピュータ等購入事業です。

２、契約の方法は、随意契約による物品売買契約です。

３、契約金額は、税込みで１億9,735万2,870円です。

４、契約の相手方は、宮城ＧＩＧＡスクール共同事業体で、代表者は仙台市宮城野区榴岡二丁目４番22号、株式会社内田洋行ＩＴソリューションズ東北支社でございます。

続きまして、議案説明資料、議案第60号関係をお手元にお願いいたします。

１ページをお開き願います。

１の随意契約の理由をご説明いたします。

国策でありますＧＩＧＡスクール構想第２期における学習者用コンピューターの調達に当たり、国の補助金を活用するためには、宮城県と県内市町村で実施いたします共同調達による購入が補助採択の要件となっております。

本町では、宮城ＧＩＧＡスクール推進協議会、この事務局は宮城県となっておりますが、宮城県が実施いたしました共同調達の入札におきまして、契約の相手方が決定いたしました。ここでは、購入単価も決定しております。このことから、契約の性質または目的が競争入札に適さないものでありますことから、宮城ＧＩＧＡスクール共同事業体と随意契約を締結するものであります。

２の見積開封の結果でございます。

見積り徴収の結果、応札者と令和８年７月１日に仮契約を締結しております。応札額は、税抜１億7,941万1,700円で、予定価格も同額でございます。

３の事業概要につきましては、児童生徒用コンピューターを更新するものであります。

４の納入場所は、大和町立吉岡小学校ほか８でございます。

５の納入期限は、令和９年２月１日までとしております。

６の購入機器は、２ページの記載の仕様となっておりまして、Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋでございます。機器の使用につきましては、宮城ＧＩＧＡスクール推進協議会で決定した内容であります。詳細の説明は割愛させていただきます。

７の購入台数は、３ページをご覧願います。

各小中学校への納入台数をこちらにまとめております。この台数につきましては、令和９年４月１日時点での予測人数に基づいております。令和８年度から児童生徒数が減るという見込みで計算をしております。

ちなみに、機器の納入は令和９年１月末を予定しております。もし、その時点で機器が不足する場合につきましては、予備機で対応する計画であります。

表の１番に大和町教育委員会の記載がございます。予備機110台でございます。こちらは、機器が故障した際にすぐ貸出しができるよう対応するものでございます。児童生徒数総台数の５％を用意しております。また、予備機につきましても、補助金の対象となっております。数量につきましては、学習者用児童生徒分が2,217台、予備機110台と合わせまして、合計2,327台でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で議案第60号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。２番佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

この１台につきお幾らぐらいになっているのかの単価をお願いいたします。お示しください。

議　　長　（今野善行君）

暫時休憩します。

午前１０時４６分　　休　憩

午前１０時４６分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

佐野議員のご質問にお答えいたします。

１台当たりの単価は７万7,100円でございます。税抜きでございまして、こちらに消費税を加えますと、８万4,810円でございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

約８万円ほどということでございました。国が進めるこのＧＩＧＡスクール構想なんですけれども、この２期に関しましては、国からの補助が５万5,000円だと思いますので、その分の差額は町が負担するという理解で合っているでしょうか。お伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

それでは、佐野議員のご質問にお答えいたします。

国庫補助金につきましては、コンピューター１台当たり５万5,000円、そこに３分の２を乗じました３万6,660円が限度となります。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

理解いたしました。

すごく高価なものですよね。大人でもすごく高価なものに当たるかと思います。子供によってはやっぱり扱い方が分からないお子さんもいらっしゃって、粗末にそのタブレット等を扱ってしまうということもあるということを、児童生徒のほうから聞いたこともあるんですが、実際に第１期におきましては、故障だったり、また破損等あったのか、その点お伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

それでは、佐野議員のご質問にお答えいたします。

第１期でコンピューター等購入しておりましたが、その際に落下、またはペンを挟んで閉じてしまって画面の割れというものがございまして、当初は保険に加入しておりまして、保険のほうで対応させていただいておりました。最近につきましては、更新の時期が来ておりましたので、最近は修理せず、そのまま予備機のほうで貸出しをしまして、そのまま故障のほうは廃棄というふうに対応しておりました。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質問はありませんか。４番平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

今の予備機についてご質問させていただきますけれども、教育委員会で110機という形なんですけれども、最初から振り分けはしないのかどうか。私が聞くと、なかなか教育委員会から各小学校とか中学校に行ったときに、持ってないとか届いてない子、予備機もない子も授業中に、この前ちょっと中学校訪問させていただいたときにそのＰＣとかタブレットがない、Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋがないという子もいて、そういうものが行き届いていないという現場の声もあるんですけれども、最初から５％と決まっているのであれば、何台かもう学校のほうに、急に調子が悪くなる子もいると思う

ので、予備機を配付していくという考えもあると思うんですが、その点についてお伺いします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

それでは、平渡議員のご質問にお答えいたします。

今回につきましては、予備機110台を教育委員会のほうに置かせていただきます。そして、故障があった際は、学校からその都度教育総務課のほうに故障機が届くことになります。そこでそのあいているものをすぐ、業務員さんが毎日、教育総務課のほうに参りますので、第２期からはすぐお渡しすることが可能となっております。これまでは、故障機があった場合は、そのまま修理会社のほうに出しまして、その修理期間がかなりかかっていたときもございましたので、今回は110台、教育総務課のほうに置かせていただき、すぐの対応をさせていただくこととしております。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質問はありませんか。４番平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

各学校に置いてはいけないんですか。例えば、大規模校、小規模校で台数を決めて、それを学校管理で置くという対応では駄目なのか。何かすごく事務手間がかかってしまうと思うんですけれども、例えば壊れました、朝壊れましたと報告ありました、その子はその日、使えないわけですよね。それが学校にあれば、学校の管理者の方がすぐに対応して、教育委員会、総務課に報告でも可能だと思うんですけれども、教育委員会の１か所に置いている意図が分からないんですけれども、それについてちょっとお答えください。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

平渡議員のご質問にお答えいたします。

柔軟な対応は可能でございますので、学校のほうにも、例えば人数に応じて何％とかそういう対応もできますので、そういうことも考えていきたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和８年大和町議会７月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前１０時５３分　　散　　会